



平成 28 年 6 月 30 日

各 位

会社名 株式会社石井表記
代表者名 代表取締役 石井 峯夫
(コード番号 6336 東証第2部)
問合せ先 取締役 渡邊 伸樹
管理本部長
(TEL 084-960-1247)

A種優先株式の取得および消却に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社定款第10条の2の規定に基づく当社発行のA種優先株式全部の取得および当該取得を条件として会社法第178条の規定に基づく消却を行うことを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 取得の理由

当社は、平成24年1月期において、太陽電池ウェーハ事業の大幅な縮小に伴う多額の損失の計上に伴い債務超過となり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在するとして、「継続企業の前提に関する注記」を記載いたしました。当該状況下、当社は平成25年1月期における債務超過を回避し株式上場を維持するとともに、財務体質の抜本的な改善を図るため、取引金融機関の一部に対して株式発行を行い、調達資金を原資として有利子負債を圧縮すると同時に十分な運転資金を確保するために、三菱UFJリース株式会社、株式会社もみじ銀行、および株式会社広島銀行に対して、第三者割当の方法により、それぞれA種優先株式およびB種優先株式を発行することといたしました。

当社は、不採算事業の見直し・改善、希望退職者の募集などの組織再編と固定費の削減、保有財産の売却など、事業の黒字化を図り、業績につきましては、平成27年1月期および平成28年1月期におきまして営業利益、経常利益、当期純利益の全てにおいて黒字化を達成するとともに、シンジケートローンを組成し平成28年5月31日にプロラタ返済対象借入金等を返済したことから、取引金融機関からの金融支援（返済条件緩和）は終了し、平成29年1月期第1四半期連結会計期間の後発事象として「継続企業の前提に関する注記」の記載を解消いたしました。

本件は、利益計上に伴い当社において一定の資本を確保できたことから、普通株式を対価とする取得請求権が平成29年6月30日から発生するA種優先株式の普通株式への転換に伴う株式の希薄化を回避するとともに、今後の優先株式に係る配当負担を軽減するために行うものであります。

なお、B種優先株式については、普通株式を対価とする取得請求権は平成32年6月30日から発生するため、当社の財務体質の強化を図りながら処理方法を検討してまいります。

2. 取得の内容

- | | |
|----------------|--|
| (1) 取得する株式の種類 | A種優先株式 |
| (2) 取得する株式の総数 | 75,922株（当社が発行したA種優先株式の全部） |
| (3) 株式の取得価額 | 1株当たり 10,550.47円
上記取得価額は、当社定款の定めに従って計算された価額となっております。
(基準価額算式)
1株当たりの金銭対価取得額=10,500円+累積未払配当金額
+当期経過未払優先配当金額 |
| (4) 株式の取得価額の総額 | 801,012,783円 |
| (5) 取得の相手方 | 三菱UFJリース株式会社 |
| (6) 取得日 | 平成28年6月30日 |

3. 消却の内容

- | | |
|--|---------------------------|
| (1) 消却する株式の種類 | A種優先株式 |
| (2) 消却する株式の総数 | 75,922株（上記2.により取得する株式の全部） |
| (3) 消却の効力発生日 | 平成28年6月30日 |
| (4) 消却については、上記2.によりA種優先株式の全部を当社が取得することを条件とします。 | |

以 上